

別表十（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第59条の3第1項《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「所得基準額11」の欄は、当該法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限ります。）には「(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(10)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(五)付表二「9」若しくは「16」)」を消します。
- 3 「(14)×(24)又は(14)16」の欄は、措置法第59条の3第1項第1号イに掲げる場合には「又は(14)」を消し、その他の場合には「(14)×(24)又は」を消します。
- 4 「個別繰越損失控除額17」の欄は、措置法第59条の3第1項第1号イに掲げる場合には「又は(別表十(五)付表一「23」)」を消し、その他の場合には「(15)又は」を消します。
- 5 「(19)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額20」及び「(26)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額27」の各欄の内書には、当該各欄に記載する金額のうち当該法人に係る関連者（措置法第59条の3第2項第1号に規定する関連者をいいます。以下5において同じです。）との間で行った同項第5号イに規定する特許権譲受等取引（同条第6項の規定により当該法人に係る関連者との間で行われた同号イに規定する特許権譲受等取引とみなされたものを含みます。）に係る金額を記載します。
- 6 「特許権譲渡等所得減少規定」の欄は、措置法規則第21条の17の2第19項第2号《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》に規定する特許権譲渡等所得減少規定のうち同項第1号に規定する適用事業年度等において適用を受けた規定の条項をその適用を受けた事業年度別に記載します。